



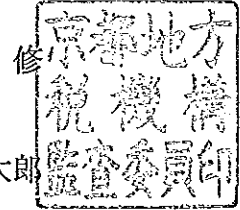
定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、令和2年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年2月4日

京都地方税機構監査委員

稲岡



同

篠塚 信太郎

なお、監査執行者は次のとおりである。

| 監査委員 | 執行期間 |
|-------|------------------------|
| 稲岡 修 | 令和2年11月4日から令和3年1月14日まで |
| 篠塚信太郎 | 令和2年11月4日から令和3年1月14日まで |

令和2年度

京都地方税機構
定期監査結果報告書

京都地方税機構監査委員

令和2年度京都地方税機構定期監査結果報告書

1 監査の対象

令和2年度における定期監査については、京都地方税機構（以下、「機構」という。）の全所属、事務局3課、9地方事務所及び自動車関係税申告受付センターの計13箇所について監査を執行した。

2 監査の期間

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 事務局総務課、業務課及び法人税務課 | 令和2年12月9日、11日、14日及び 令和3年1月14日 |
| 京都東地方事務所 | 令和2年11月27日 |
| 京都西地方事務所 | 令和2年11月30日 |
| 京都南地方事務所 | 令和2年12月2日 |
| 相楽地方事務所 | 令和2年11月10日 |
| 山城中部地方事務所 | 令和2年11月25日 |
| 乙訓地方事務所 | 令和2年11月4日 |
| 中部地方事務所 | 令和2年11月17日 |
| 中丹地方事務所 | 令和2年11月13日 |
| 丹後地方事務所 | 令和2年11月20日 |
| 自動車関係税申告受付センター | 令和2年12月3日 |

3 監査の範囲

令和元年度及び監査執行日までに執行された令和2年度分の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務、課税事務は適正に行われているか。
- (7) 法人関係税課税事務は適正に行われているか。
- (8) 自動車関係税課税事務は適正に行われているか。
- (9) 固定資産税（償却資産）課税事務は適正に行われているか。
- (10) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

6 監査の結果

監査の結果、監査対象機関における事務の執行について、概ね適正に行われていた。

7 要 望

機構は、厳しい財政状況の下、多様化する住民ニーズに対応するため、納税者の利便性向上とともに、公平・公正な税務行政の確立を目指して、事務の適正化及び厳格化が求められている。

今回の監査においては、改善を要する事項はなかったが、住民・納税者に信頼される行政運営のためには、引き続き、適正な事務の執行を徹底することが必要である。

令和2年には、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済社会全体が困難な状況に陥るなど税を取り巻く環境は未曾有の状況にあるが、法令等に基づき公平公正かつ適正で効率的な税務行政を推進することで納税秩序の維持・向上を図ることが重要であり、滞納整理事務や課税事務共同化について、更なる取組の強化を望むものである。